

# 簡易専用水道の衛生管理について

～ 飲料水の汚染を未然に防止し、いつでも安全安心な水を供給するために ～

## ●● 簡易専用水道とは？ ●●

水道(金沢市企業局)から供給される水のみを水源として、貯水槽に溜めてから給水する水道のうち、貯水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものです。

### 簡易専用水道の管理

- \* 水道法第34条の2第2項
- \* 水道法施行規則第55,56条

設備や水槽内の飲料水の衛生管理については水道法などに規定されています。設置者や管理者の方は責任をもって管理を行いましょう。

## ◆◆ ① 施設の管理

### 貯水槽の定期検査（年1回以上）

\* 登録検査機関(裏面の表1)に依頼し、受検してください。

### 貯水槽の清掃（年1回以上）

### 施設の日常点検

- \* 貯水槽周囲は清潔ですか？ 貯水槽本体やマンホール等に破損はありませんか？
- \* 地震・台風・凍結等、自然災害の発生時にも速やかに点検を行いましょう。

## ◆◆ ② 水質の管理

### 水の状態の確認

\* 水の色・濁り・臭い・味に異常がないか、毎日確認しておきましょう。

### 水質検査（年1回以上）

- \* 水質検査機関(裏面の表2)に、簡易13項目(裏面の表3)以上の検査を依頼しましょう。
- \* 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける施設の場合は、別途基準があります。

## ◆◆ ③ 記録の管理

### 水道設備の図面（永久保存）

\* 貯水槽等の設備の配置や給水系統がわかる図面を保管しておきましょう。

### 水道の管理記録（5年保存）

\* 貯水槽の定期検査や清掃の報告書、水質検査成績書なども保管しておきましょう。

# 水質に異常を認めたときは！

- ◎ 直ちに保健所に連絡し、指導に従ってください。
- ◎ 利用者に飲用しないよう周知してください。
- ◎ 必要に応じて、給水の停止を行ってください。
- ◎ 近隣や直結直圧の水栓から代替水を確保してください。
- ◎ 給水再開等については、保健所の指導に従ってください。

**\* 利用再開は異常の原因が取り除かれ、水質検査により安全が確認されてから！！**

●● 表1 貯水槽の法定検査機関（石川県内に事業所がある登録検査機関）

登録検査機関名称	営業所の所在地	TEL	FAX
(一財)石川県予防医学協会	金沢市神野町東115	269-2344	269-3663
(一財)北陸保健衛生研究所	金沢市太陽ヶ丘3-1-2	224-2122	224-2132
環境未来(株)	金沢市藤江南1-7-1	255-3956	255-3957
(株)総合保健センター	金沢市神野3-11-1 アンビシャス	259-0838	259-0699
(株)金沢環境サービス公社	金沢市御影町23-10	241-3161	242-9881
福井県環境保全協業組合	金沢市彦三町1-2-1	293-1834	293-1881

●● 表2 水質検査機関（石川県内に事業所がある登録検査機関）

水質検査機関名	所在地	電話番号
(一財)北陸保健衛生研究所	金沢市太陽ヶ丘3-1-2	224-2122
(株)エオネックス	金沢市東蚊爪1-19-4	238-1181
環境未来(株)	金沢市藤江南1-7-1	255-3956

●● 表3 水質検査項目（簡易13項目）

項目名	水道水質基準	項目名	水道水質基準
1 一般細菌	100/mL以下	7 Ca,Mg等(硬度)	300mg/L以下
2 大腸菌	検出されないこと	8 有機物(TOCの量)	3 mg/L以下
3 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	9 pH値	5.8以上8.6以下
4 硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/L以下	10 味	異常でないこと
5 鉄	0.3mg/L以下	11 臭気	異常でないこと
6 塩化物イオン	200mg/L以下	12 色度	5度以下
		13 濁度	2度以下

\*検査料金等につきましては、各検査機関にお問い合わせください。

## 【簡易専用水道の届出について】

- 簡易専用水道に該当する場合
- 届出内容に変更がある場合
- 簡易専用水道に該当しなくなった場合

## 保健所に届出が必要です

\*様式につきましては、市HPをご覧ください。  
\*様式につきましては、市HPをご覧ください。

【問合せ先】 金沢市保健所衛生指導課

金沢市西念3丁目4番25号

TEL 234-5114 FAX 220-2518